第2次西東京市環境基本計画(後期計画) 第4章 (案)

第4章 計画のめざすところ

4.1. 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これ を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに 歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地球環境・地域環境 回復 創造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

4.2. 環境の将来像と実現に向けた5つの基本方針

本市において、環境保全の取組を進めていく上で目標とする環境の将来像を「**自然とのふれあいを皆で大切に育む、すごしやすい安全なまち 西東京**」と設定するとともに、これを実現するため、環境の現状と課題を踏まえた5つの基本方針に基づいて環境保全の取組を進めます。

環境の将来像

「自然とのふれあいを皆で大切に育む、すごしやすい安全なまち 西東京」

市民・事業者・行政が西東京市の環境保全に向けて取り組む

基本方針 1 温室効果ガスの排出量・エネルギー消費量の削減を進めます

基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生・活用を進めます

基本方針3 資源の有効活用、ごみの削減を進めます

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

基本方針 1 温室効果ガスの排出削減・エネルギー消費量の削減を進めます

平成22年に策定した西東京市地球温暖化対策地域推進計画を改定し、新たな目標を設定した上で本計画に包含します。

温室効果ガスの排出量及びエネルギー消費量の削減に向け、公共施設において省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入利用、二酸化炭素吸収源としてのみどりの保全や再生等を率先して行います。

また、市民や事業者の自主的な取り組みを後押しし、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進め、低炭素社会の実現を目指します。

一方、避けることが困難であると予想される地球温暖化の影響については、適応するための<mark>計画の策定を検討します</mark>。

基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・再生・活用を進めます

みどりの保全・再生に取り組むとともに、生命に満ちあふれた自然環境を育てるために、生物多様性の 保全に取り組み、自然とふれあうことができ、みどりあふれる西東京市を目指します。

河川については、水環境の向上を目指し、水にふれあい、水辺の動植物の息吹を感じることができるよう、 東京都や近隣自治体等と連携していきます。

また、平成 27 年 3 月に国の史跡に指定された下野谷遺跡の保存・活用を進めるとともに、社寺等の歴史的及び文化的環境資源として守られてきた貴重な自然環境も将来世代へ引き継いでいくよう努めます。

基本方針 3 資源の有効活用、ごみの削減を進めます

循環型社会をさらに推進するために、市民の意識づくりや、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を推進します。

また、ごみの発生抑制や資源化の取り組みに一定の成果を挙げている事業者や環境に配慮している事業者の支援や柳泉園組合におけるごみの効率的な共同処理等を進めます。

市民・事業者・行政が一体となってごみの削減と資源化を推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

安全・安心で、快適な生活環境とするために、大気や河川等のモニタリング、交通環境の充実、美しいまちなみの形成、防災対策の推進、事業者への働きかけ等を継続して実施します。

また、段差の解消や電線類地中化等のバリアフリー化を進めるとともに、マイカーに過度に頼らず移動し やすい低炭素な交通環境の実現など、子どもから高齢者まですべての世代に配慮されたまちを目指します。

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

環境の将来像を実現するために、市民・事業者・行政のすべての人々の環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加が重要となることから、環境に関する情報を発信し、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすい環境を提供していきます。

また、次世代を担う子どもたちに環境教育の場を提供するとともに、SDGs(エス・ディー・ジー・ズ:持続可能な開発目標)の概念を普及・啓発することにより、持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成を進めます。

4.3. 環境の将来像実現に向けた施策の体系

環境の将来像

自然とのふれあいを皆で大切に育む、 すごしやすい安全なまち

西東京

基本方針

基本方針1 温室効果ガスの排出削減・ エネルギー消費量の削減を 進めます

基本方針 2

自然環境、歴史的及び文化 的環境資源の保全・再生・ 活用を進めます

基本方針3 資源の有効活用、ごみの削 減を進めます

基本方針4

安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

基本施策	施策(案)
1 省エネルギーの推進	①省エネルギーに関する情報の発信 ②省エネルギーに関する取り組みの促進
2 再生可能エネルギーの導入推進	①再生可能エネルギーに関する情報の発信 ②再生可能エネルギーに関する取り組みの促進
3 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進	①地域での取り組みの推進 ②エネルギーの見える化の推進 ③公共交通利用の促進 ④低公害車の普及促進
4 地域のみどりの確保	①地域のみどりの保全・創出
5 地球温暖化への適応	①地球温暖化への適応
6 みどりや水辺環境の保全・再生、活用	①緑地の保全・再生 ②公園、空き地等の活用 ③農地の保全、 ④水辺環境の保全・再生 ⑤水循環の確保 ⑥みどりや水辺とのふれあいの確保
7 生物多様性の保全・再生、活用	①生物多様性の現状把握 ②生物多様性の保全・再生、 ③生物多様性に関する情報の発信 ④外来種対策の推進
8 歴史的・文化的環境資源の保全、活用	①歴史的・文化的環境資源の保全 ②歴史的・文化的環境資源の活用
9 資源化の推進、資源の有効活用 10 ごみの減量化 11 効率的なごみ処理、広域処理の推進	①再利用の促進 ②資源化の推進 ①ごみ減量の取り組みの推進 ②市民・事業者・行政の協働によるごみ減量の推進 ①効率的なごみ処理のための情報収集、情報発信 ②効率的なごみ処理の推進、 ③広域処理の推進
12 大気・水等の環境に関する調査・研究と公表 13 健康で快適な生活環境の実現 14 安全・安心の交通環境の確保 15 美しく安全・安心なまちなみ、まちづくりの形成 16 市民参加の拠点やコミュニティの場の活用	①大気・水等の環境に関する調査・研究の推進 ②大気・水等の環境に関する情報の公表 ①大気・水等の環境の改善 ②ヒートアイランド現象への対策 ①道路交通の円滑化 ②公共交通システムの充実 ③歩行者・自転車の利用環境の整備 ①美しいまちなみの形成 ②市内美化の推進 ③誰もが利用しやすいまちづくり ①市民参加の拠点づくり ②コミュニティの場の活用
17 環境情報の発信・共有	①環境情報の発信 ②環境情報の共有
18 環境学習の推進	①子どもたちに対する環境教育の充実 ③事業者に対する環境教育の充実
19 環境保全活動の促進	①環境保全活動への参加機会の創出 ②環境保全活動への支援 ③環境保全活動を担う人材等の育成 ④環境保全活動等を担う人材の活用
20 市民・事業者・行政の協働体制の構築	①市民・事業者・行政の協働の仕組みづくり ②広域的な連携の推進

4.4. SDGsの推進に向けて

(1) SDGsについて

【SDGsの概要】

SDGsとは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標であり、2030年までに実行、達成すべき事項を整理しています。2000年に国連ミレニアム・サミットで採択されたミレニアム開発目標(以下、「MDGs」という。)の理念を取り込みつつ新たに策定された目標であり、MDGsが貧困や初等教育、保健など発展途上国に関連する目標が主だったのに対し、SDGsは健康や福祉、平和と公正など先進国を含む全ての国々が対象となる取組目標を定めており、全世界共通の目標となっています。また、持続的な開発を目指す上で重要とされる3つの次元、すなわち経済、社会、環境の統合を目指すことが示されています。

SDGsの構造は、開発に向けた意欲目標である 17 のゴール(目標)、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。さらにこのSDGsの進捗状況を定量的・定性的に計測するためのインディケーター(指標)が設けられており、各国の進捗状況がモニタリングできるようになっています。

表 SDGsの17のゴール





13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急 対策を取る



16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な 社会を推進し、すべての人に司法へのアクセ スを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて 効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて 保全し、持続可能な形で利用する



17. パートナーシップで目標を 達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化 し、グローバル・パートナーシップを活性化する



15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な 利用の推進、森林の持続可能な管理、砂 漠化への対処、土地劣化の阻止および逆 転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

【SDGsに関する国内動向】

国内においては、平成28年に政府内部に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置されるとともに、推進本部の下にSDGsの達成に向けた取組を広範な関係者(行政、NGO、NPO、有識者等)が協力して推進するために意見交換を行う「持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓会議」が設置されました。

平成 28 年に持続可能な開発目標実施のための国の指針として、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されました。この中では、SDGs達成に向けた取組の推進に当たっての自治体の役割の重要性が指摘されています。

さらに、平成29年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」では、SDGs達成に向けて取り組む都道府県・市町村の数を平成32年までに30%に引き上げるとする成果目標が挙げられており、SDGs達成に向けて国は今後自治体におけるSDGsの普及を重要視していることがわかります。

【本計画とSDGsとの関連性】

「「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ」(平成 29 年 11 月 自治体SDGs推進のための有識者検討会)の中で、自治体がSDGsに取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながると示されています。

SDGsの推進には市だけでなく、市民や事業者などの広範で多様な主体の参画が不可欠だと考えます。このため、本計画では、基本方針等とSDGsとの関連性を示し、SDGsの概念の理解促進や事業活動への率先的な関連付けを促すことを目的とします。

表自治体がSDGsに取り組むことのメリット及び自治体の役割

K LICHNOOD OF CONTROL		
לעלוא	● 住民のQOL(Quality of Life)の向上	
	● 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進	
	● 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出	
	● ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化	
	● SDGs達成への取組を通じた、自律的好循環の創出	
役 割	● 国との調整	
	● 多様なステークホルダー間の連携の支援	
	● 成功事例を実現するためのノウハウの発信	
	● 市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出	
	● 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役	
	● 地域の取組を国内外へ発信	

出典:「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ」(平成29年11月 自治体SDGs推進のための有識者検討会)

(2) 本計画が優先的に取り組む社会的課題 (SDGsのゴール)

前述した本計画の理念及び環境の将来像を実現するための基本方針を踏まえ、本計画は、SDGsで示されている 17 の社会的課題(ゴール)の中で優先的に取り組む課題として、次の 10 個とします。



図 本計画が優先的に取り組む社会的課題

(3) 各基本方針に関連する SDGs のゴール

本計画では、将来像を実現するための5つの基本方針を設定しており、これに基づいて各種環境施策を展開します。ここでは、本計画が優先的に取り組むSDGsのゴールを基本方針ごとに整理しています。なお、各種環境施策は、SDGsで示されている 17 のゴールの解決に貢献するものであり、各種環境施策の効果は、17 のゴールのうちの1つに直接貢献するものもあれば、間接的に複数のゴールへ広範囲に貢献するものもあります。

表 計画の基本方針に基づいて優先的に取り組むべき SDGs のゴール

12 計画の	表 計画の基本方針に基づい(優先的に取り組むへき SDGS のコール	
基本方針	優先的に取り組むSDGsのゴール	
基本方針1 温室効果ガスの排出削減、温暖化への適応を進めます		
基本方針2 自然環境、歴史的 及び文化的環境資源の保全・再生・活用を進めます	6 安全な水とトイレ	
基本方針3 資源の有効活用、 ごみの削減を進めま す	11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 ウかう責任 するう 12 つくる (する) 14 海の豊かさを するう 14 中 るう 14 中 る 14	
基本方針4 安全・安心で快適な 生活環境の確保を 進めます	3 すべての人に 健康と福祉を	
基本方針5 持続可能な社会の 実現に向けた環境 意識の醸成・協働の 仕組みづくりを進めます	4 質の高い教育を みんなに 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	